

「横手市共通商品券」利用店舗規約

（商品券の名称及び種類）

1. 共通商品券の名称は「横手市共通商品券」（以下「商品券」という。）とし、額面は1枚1,000円とする。商品券は2種類とし、売り場面積1,000㎡以下の商品券取扱加盟店でのみ使用できる「中小店専用券」と、売り場面積1,000㎡超の小売店舗を含む商品券取扱加盟店全店で使用できる「全店共通券」とする。

（加盟店の登録）

1. 商品券の利用できる事業所は、その営む業種に係わらず市内で営業する事業所で、かつ「横手市共通商品券」利用店舗登録申込書（様式第一号）により登録した事業所とする。
2. 多店舗展開している事業所においては、その店舗ごとに横手商工会議所または、よこて市商工会の加入状況、及び売り場面積による区分判定を行う。

（加盟店負担金）

1. 加盟店負担金は徴収しないものとする。

（登録加盟店）

1. 横手市内に店舗を有する事業所であること。但し金融業、風営法の許可又は届出を要する事業（但し、法第2条第1項第1号及び第2号に該当する接待飲食等営業を除く）、公序良俗に反する事業、反社会的勢力と関係する事業を除く。
2. 実行委員会は登録された加盟店に、「横手市共通商品券」利用店舗登録通知書（様式第二号）「登録番号」を付し、交付する。
3. 登録された事業所は、「加盟店」として横手市内に周知すると共に、実行委員会で別に作成する加盟店としてのステッカー等を購買客のよく見える場所に掲示するものとする。

（換金）

1. 商品券の換金の受付は、横手商工会議所及びよこて市商工会で行う。
2. 換金に際しては、加盟店は「横手市共通商品券」換金請求書（様式第三号）に使用済み商品券を添えて横手商工会議所及びよこて市商工会に提出するものとする。
3. 換金請求に係る支払は、あらかじめ実行委員会で開設する専用口座からの振替により行うものとし、1日から15日までの請求分については当月末日に、16日から末日までの請求分については翌月15日に請求者に送金するものとする。但し、振替日が休日の場合は前営業日に送金するものとする。
4. 送金の際の金融機関に対する振込手数料は実行委員会が負担する。
5. 換金請求に係る支払は、請求者に対してのみ行うものとし、それ以外には行わない。
6. 各商品券の換金請求書の受付は、それぞれの商品券の有効期限を超えてから1カ月以内までとする。

（有効期限から1カ月を超えた商品券の換金はできません。）

（換金手数料の請求）

1. 商品券を換金する場合は、加盟店換金手数料として換金総額から一定割合を実行委員会が請求するものとする。

2. 換金手数料は、換金額から差し引いて徴収するものとする。

3. 加盟店換金手数料は、次の基準によるものとする。

(1) 加盟店が横手商工会議所または、よこて市商工会の会員である場合

・ 加盟店の売り場面積1,000㎡超の小売店舗の場合・・・換金額の3%

・ 加盟店の売り場面積が上記以外の場合・・・換金額の1%

(2) 加盟店が横手商工会議所または、よこて市商工会の非会員である場合

・ 加盟店の売り場面積1,000㎡超の小売店舗の場合・・・換金額の6%

・ 加盟店の売り場面積が上記以外の場合・・・換金額の3%

(加盟店の責務)

1. 加盟店は、商品券により購入する住民の利便性や本事業の目的を考慮し、次に掲げる事項を順守するものとする。

(1) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる商品券や再流通等の不正使用が明らかな商品券の受け取りは拒否し、速やかに実行委員会に通報すること。

(2) 商品券の換金には応じないこと。

(3) 商品券を受領した場合は、その時点において商品券の裏面に自社の社判等を押し、商品券の再流通を防ぐものとする。

(4) その他、明らかに本事業の目的に反すると思われる行為が発生した場合は、速やかに実行委員会に通報すること。

(脱退)

1. 加盟店を脱退する場合は、「横手市共通商品券」登録加盟店脱退申出書(様式第四号)を、登録を行った商工会議所及び商工会に届け出るものとする。この場合、配布された店頭掲示用のステッカー・ポスター等も併せて返還するものとする。

(平成28年6月30日作成)

令和2年4月15日修正